

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 仙台市青葉福祉事務所長

審査請求人が平成24年 月 日付けで提起した生活保護法第63条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

仙台市青葉福祉事務所長が平成24年8月17日付けH24青保護第485号で審査請求人に対してした生活保護法第63条の規定による費用返還決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

仙台市青葉福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成24年8月17日付けH24青保護第485号で審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

- (1) 平成 年 月 日に受領した 返戻金（以下「返戻金」という。）について、仙台市青葉福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）の当時の担当職員は何も言ってこなかったにもかかわらず、現在の担当職員になり、2年以上経過した現在になって本件処分が行われるのは納得できない。
- (2) 平成 年 月 日に受領した 年金の遡及分（以下「遡及年金」という。）について、返還するために所持していたが、処分庁から何の返却案がないため生活費に使用してしまい、1年以上経過した現在になって本件処分が行われるのは納得できない。
- (3) 現在生活保護を受給しているため、 の返還はできない。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

請求人から提出された審査請求書、反論書及び添付書類並びに処分庁から提出された弁明書及び添付書類によれば、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成22年3月4日に処分庁に対し、生活保護の相談を行ったこと。その際、処分庁は、請求人が していることを確認したこと。
- (2) 請求人は、平成 年 月 日に処分庁に対し、生活保護申請の意思を示したため、処分庁

るものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と、法第63条では「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定されている。また、生活保護手帳別冊問答集（以下「問答集」という。）問13-5では、法第63条は、本来、資力があるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に、とりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で、既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還すべきであるとされている。さらに、法第61条では、被保護者に、収入、支出その他生計の状況について変動があった場合の届出義務を課している。

(2) 生命保険の取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。（以下「課長通知」という。）第3問11では、保護申請時において保険に加入しており、解約すれば返戻金が発生する場合の保険の取扱いとして「保険の解約返戻金は、資産として活用させるのが原則である。ただし、返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に解約させないで保護を適用して差し支えない。」とされている。また、問答集問3-24では、「解約返戻金は「利用し得る資産」であることには疑問の余地はないから、保険金等を受領した時点で所定の額を返還すべきもの」であるとされている。

(3) 次に、遡及年金の取扱いについては、問答集問13-6では、費用返還請求の対象となる資力の発生時点について、障害基礎年金等が裁定請求の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合には、年金裁定権は、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされ、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものと取り扱うこととなるとされている。さらに、資力の発生時点が保護の開始前となる場合でも、返還額決定の対象を開始時期以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意することとされている。

(4) 前述(1)から(3)を踏まえれば、処分庁が、返戻金及び遡及年金を請求人が受領したものとして、返戻金及び遡及年金の合計額を限度としてそれまでに請求人が受けた保護費について法第63条の規定による費用返還請求の対象をなると判断したことについては誤りは認められない。

(5) 請求人は、返戻金については受領してから2年以上、遡及年金については受領してから1年以上経過した現在になって本件処分が適用されるのは納得できないと主張する。

課長通知第8の問55では、「収入に関する申告の時期及び回数については、実施機関において就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月、実施機関において就労困難と判断される者には、少なくとも12箇月ごとに行わせること」及び「保護の決定実施に必要な場合は、その都度申告を行わせること」とされており、また、「生活保護による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第12-1では、「世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じて見直すこと」とされ、家庭訪問は「少なくとも1年に2回以上訪問する

- (9) また、問答集8-27では、障害基礎年金受給のため、自費で診断書を作成した場合の取扱いについて、次官通知第8の3(2)ア(イ)に示す「受給資格の証明のために必要とした費用」として、交通費、郵便料等も含めその診断書作成に要した費用を控除すべきであるとされており、本件においては、遡及年金について、少なくともこれらの控除すべき費用を確認の上、当該金額を収入として認定しなければならないところ、遡及年金の全額を収入として認定していることが認められる。このことから、本件処分は、その額の決定について妥当性を欠いているといわざるを得ない。

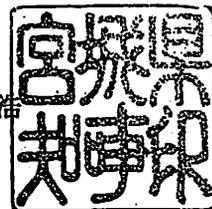
第3 結論

以上のとおり、本件処分は、不当な処分であり、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、処分庁は、前記第2の2(8)及び(9)を踏まえ必要な調査を行い、再度ケース診断会議を実施した上で、費用返還額を決定し法第63条の適用について判断すべきである。

平成24年12月28日

宮城県知事 村井嘉浩



この裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩